

建設産業常任委員会

- 1 開 議 令和8年3月6日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室1
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第24号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について

建設産業常任委員会名簿

委員長	藤	田	善	幸	出席
副委員長	北	原	裕	子	出席
委員	齋	藤	藤	男	出席
	前	野	良	三	出席
	中	川	雅	之	出席
	菊	池	久	光	出席

当 局 水 道 局 長 五月女 真 出席

事 務 局 高 橋 洋 陽 出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（藤田善幸） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、五月女水道局長であります。

◎議案第24号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について

○委員長（藤田善幸） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第24号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） 水道局長兼上下水道課長の五月女でございます。議案第24号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入については、本会議におきまして説明させていただいておりますが、改めましてご説明させていただきます。

それでは、230ページの議案書補助資料を御覧ください。併せて231ページの区域外流入協議箇所図もご参照ください。本件につきましては、本市加治屋地区と那須塩原市二つ室地区に接する行政界に位置し、行政界の那須塩原市道大山通り線には那須塩原市の公共下水道が整備されておりますが、市道右側の協議箇所付近は、本市全体計画の区域外となっているため、公共下水道が未整備となっております。今般、行政界の本市加治屋地区のアパート所有者から、那須塩原市の公共下水道を利用したい旨の要望書が本市に提出されました。つきましては、本市が那須塩原市の公共下水道を自己の住民の利用に供することに関し、地方自治法第244条の3第2項の規定により、那須塩原市と協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、那須塩原市におきましても、本件について3月定例議会に上程することとしております。

それでは、協議内容についてご説明いたしますので、229ページを御覧ください。1の接続する施設の名称は、北那須流域関連那須塩原市公共下水道で、2の流入場所は、中央2-1処理分区となります。3の下水道施設を設置する場所は、大田原市加治屋83番621で、4の申請者に対する使用条件は、(1)として、申請者は那須塩原市下水道条例及び那須塩原市排水区域外の下水に係る公共下水道の接続使用取扱要綱を遵守することとしておりますが、この取扱要綱には受益者負担金に代わる協力金の納付について規定されております。(2)で、申請書類は那須塩原市上下水道部整備課に提出することと、(3)として、下水道使用料は那須塩原市に納付することを協定書の中に規定することとしております。

以上で議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤田善幸） ありがとうございます。

では、説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） まず、前提として本市加治屋地区と那須塩原市二つ室地区に接する行政界に位置し、行政界の那須塩原市道大山通り線には那須塩原市の公共下水道が整備されていますが、本市においては全体計画の区域外となっているため、公共下水道が未整備となっているという状況でございます。

そこで、まず初めに、全体計画の区域外になっているこの地区は、排水の処理方法として現在どのような体制を取っているのか。それによって当アパート住民にとって不満が発生したのかなということを考えるのですけれども、どういった理由で下水道を使用したいという要望が来たのかということをもっとお願いします。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

こちらの大山通り線なのですけれども、委員おっしゃるとおり大田原市の下水道は入ってなくて、大田原市のこの通り沿いの区域の方は浄化槽を使用しております。今般、その浄化槽なのですけれども、宅内浸透方式とあるのですが、排水の処理を宅内に浸透処理槽というのを造って処理をしているのですけれども、その処理槽が詰まって不具合が生じているというところもありまして、このアパート所有者から要望があったところです。

以上でございます。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 続いて、本市が那須塩原市公共下水道を自己の住民の利用に供することに関し、地方自治法の第244条の3第2項の規定によって、那須塩原市と協議を行うため同条第3項の規定によって、議会の議決を求めるものとありますけれども、私は金田地区に住んでおりまして、鴻巣地区の方々から水道を引いていただきたいとの要望が以前からあります。上下水道課の方にもその旨は伝えて何度かお話し合いをしたかと思うのですけれども、その後も進捗状況についてやり取りしてきた中で、上下水道課のほうでは那須塩原市のほうにも一応話をしているという説明を受けてきたわけでございます。しかしながら、地方自治法第244条の3第2項の規定によって協議を行うのだと、今回は議案として諮ってきたわけでありまして、議会の議決がなければ、協議さえ行えないのであれば、今まで鴻巣の方々から水道局が行ってきた説明というのは一体どういったことなのかなと思うわけでありまして、ということでありまして、今回お尋ねするのは、こういった地方自治法第244条の3第2項にもある普通地方公共団体が他の地方公共団体との協議によって、その相手方の公の施設を自らの住民に利用させることを同意してもらいたい場合、必ず議会にその旨の議案を提出して議決が必要になるのかどうかということをお伺いしたいです。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） 申し訳ございません。その件については下水道ですか水道ですか、それは。水道のほうですね。水道のことということでお答えいたします。

水道についても、ほかの市から本市の住民の方が水道の供給を受けることについては、やはりこれは水道の事業認可の変更申請というのが必要になってきます。それは、両方の議会の議決案件ということで、

やはり議会の議決を要する案件となっておりますので、議会の議決は必要となります。

以上でございます。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） ということは、議決は必要になるわけですね。交渉する前段として議決が必要になるのですよね。ということは、鴻巣の方々からいろいろ今まで水道に関しては要望があって、那須塩原市の水道管がすぐ北のところまで来ているのですけれども、それがすぐ近くなので、標高が高くて下がってくるところ、関係ない。では今回の場合、アパートのすぐ近くを下水道管が通っているわけでございます。かつ、全体計画の区域外ということで、市民からの要望を受けた形になっているのだと考えますけれども、同じように先ほどから申し上げていますように鴻巣平も水道を引いてほしいという要望があって、しかも条件として、標高が高いあちら側から標高の低い大田原市側に引けるという状況が整っているわけですので、大田原市側としては、ポンプアップするのにお金がかかるし、あちら側にポンプの出力を上げるのに費用がかかるというあれでできなかったのです。同じように、低い場所へ引くのに余計な工事をしなくて済む事案なのであれば、本議案と同じように、議案として議会に提出すべきなのではないかなと思ったのですが。

○委員長（藤田善幸） ちょっと待ってください。齋藤委員、今回の議案としては、この加治屋の北那須流域の議案ではあるので、違う場所のところのお話は別になるので。

○委員（齋藤藤男） 考え方について聞いています。

○委員長（藤田善幸） 考え方といっても、その違うところの話を求めているから、今回はそうですね。

○委員（齋藤藤男） では、いいです。

○委員長（藤田善幸） 今回の議案に関係することなら受けるので、また違うところのものは、また別のときに水道局の窓口とか行ってそこはお話ししてもらえれば。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 私、賛成したいので、賛成して違う事案、金田地区は、水道が来ていないところが結構あったり、下水道を引いていないところが結構あったりで、那須塩原市がすぐ近くにあつてというところもあるわけなのです。同じような状況とは言えるといえば言えるような感じなので、そこの前段として、こういう場合はどうなのでしょうかとこのを一応賛成するに当たって聞いたかったということなので。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えさせていただきます。

まず、水道、下水道につきましては、まず水道は、水圧によって供給することが可能ですので、低いところから高いところまでポンプアップすれば供給は可能ですし、下水道につきましては、あくまでも高低差がないと排水はできませんので、高いところから低いところが前提になってきます。ただ、河川をまたぐとかそういうところはポンプが必要になってくるのですけれども、それで今回の下水道につきましては、脇に下水道が通っていますので、そちらのほうの排水は可能ですけれども、大田原市の下水道が入っていないので、那須塩原市のほうに排水をするということで、今現在やっているところはこの通り沿いだけです。那須塩原市の下水道に本市の住民の方が排水しているのはこの通り沿いだけで、今回で5件目なのです。逆に那須塩原市のほうから本市の下水道に引いている方は合計で45件ということで、こちらはやはり

西那須野地区のほう、高いところから低いところに来ているということで、件数が多くなってきます。

水道のほうなのですけれども、これは高いところから低いところ、それも前提なのですけれども、基本、市境とかそういった境、それぞれの給水区域においては、給水を始める、浄水地から配水池、配水池から給水をするというのは、どうしても市境とかそういう区域の境のほうというのは、どんどん、どんどん管が細くなっていくのです。そうすると、今ご質問いただいた鴻巣地区につきましては、当然那須塩原市のほうからの供給も可能なのですけれども、那須塩原市のほうにお話も何度かさせていただいた中で、もう市境のほうの管が細くなっているのです、そこから何十件も何百人、何百件もなかなか配水するのは管を太くしないと難しい。そういう返事もいただいていますので、今後その辺の協議もさらに必要になってくると思いますし、あとは水道につきましては平成30年ですか、県が主体となった水道の広域化というプランの中で、いろいろ計画はされているのですけれども、全国的にも水道の広域化というのはなかなか進まない状況ですので、いろんな地震とか、そういったのを鑑みまして、今度国が主体となって広域化のほうを進めるようにという話もどんどん進んでいるようでございます。

以上でございます。

○委員長（藤田善幸） 齋藤委員の質疑を終わります。

菊池委員。

○委員（菊池久光） 説明があつて私が聞き逃していたらすみません、申し訳ないのですけれども、ちなみにこれ今回公共下水のほうなのですが、ここの当該地の水道は大田原市のほうで供給している感じですか。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） 水道につきましては大田原市の水道です。あとは井戸を使ったりとかです。

○委員長（藤田善幸） 菊池委員。

○委員（菊池久光） そうした場合の、もちろんこれ下水管引くときには自費で引くのだと思うのですけれども、受益者負担金も多分那須塩原市に払うと思うのですが、この下水道料金の計算というか、要は水道料は大田原市に支払って、下水道料金は那須塩原市に支払うような形になるのだと思うのですが、これはちょっと参考までにどんな形になるのでしょうか。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） 下水道使用料は那須塩原市の条例に従って支払うことになると思います。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 菊池委員。

○委員（菊池久光） そうすると、使った量というのは多分水道量と比例してくる形だと思うのですけれども、その辺はある程度、大田原市と那須塩原市で連携を取りながらという形になってくるのですか。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） 水量につきましても、毎月検針のときに、必要なときにデータはやり取りはしております。

以上でございます。

○委員長（藤田善幸） 菊池委員の質疑を終わります。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回の提出者のアパートですよね、これは。そのほかに、例えば231ページの中の地図を見ますと、その手前に多分このピンクで塗り潰されている、ほかに2棟のアパートがあるのです。昨日、私もちょっと現場を確認してきたのですけれども、そこのアパート辺りもやはり同じような形で、宅内浸透処理槽を使って処理をされているのかなという考えでよろしいのか。また、その手前のアパートは、やはり西那須野の管に接続して処理をされているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

そちらのアパートにつきましても、那須塩原市のほうの区域外流入ということで手続は済んでおりまして、ただ今回申請のあったアパートの下に全部で3棟ぐらいあるのですけれども、1つは区域外流入はしておりませんので、浄化槽だと思われま。そちらのほうの浄化槽は、市町村設置型の浄化槽であれば下水道課のほうで把握はできているのですけれども、一般の浄化槽だとちょっと把握はできておりませんので、今のところはお答えできない状況です。よろしくお願ひします。

○委員長（藤田善幸） 中川委員。

○委員（中川雅之） そうしますと、今後考えた場合に、例えば計画は今のところないような話なのですが、あそこはまだまだ伸び代がある住宅もあるところだと思うのですが、その先も含めてのこれからの整備を含めて、今回の事案が出てきた段階で、どういう形で大田原市のほうは整備も含めて考えているのかなというのをお伺いできたらと思います。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

おっしゃるとおり、こちらの通り沿いには下水道区域外ということですので、今後も住んでいる方から、同じような区域外流入の要望が出てくる可能性はございます。ただ、今のところ、本市の下水道、まず全体計画なのですけれども、全体計画の変更の時期が決まっております、まだ数年後になりますので、そのときに、またこちらのほうの住宅の建設具合とか、今はまだ田んぼとか多いと思うのです。そちらのほうを考慮させていただきまして、また計画区域に入れるかどうか考えていきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（藤田善幸） 中川委員。

○委員（中川雅之） そうしますと、今回このアパートだけ出てきて、そこは周りにいろんな形で情報が流れてきたときに、あそここのアパートはこういう形で下水道に接続したのですよというお話が周りに聞こえた場合に、ではうちもうちもという形になりかねないので、できればこういうできた場合にはここの手前だけでパチンコ屋の後ろ辺りを含めたら10軒ぐらいあるので、そういう形でもある程度その中で協議を行いながら、ここの地区だけは那須塩原市とつなげるような、そういう大田原市の考えでということ、那須塩原市との協議をなされるべきだと思うのですが、その辺の考え方というのはどうなのかなと思ひます。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、協議というのにも必要になってくるかと思ひますけれども、まだほかに加治屋

地区とか、ほかの地区でもかなりこういった案件というか似たような、田んぼで住宅がまだ散見されるようなところ数多くありますので、今後の住宅の建設状況とか考慮しながら、区域に入れるかどうかについては決めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（藤田善幸） 中川委員の質疑を終わります。

前野委員。

○委員（前野良三） こういう例は以前ありまして、大田原市と西那須野町が不仲だったときにオーケーもえなかったケースありましたよね。

（「私が反対しました」と言う人あり）

○委員（前野良三） いや、逆のものもありました。さっき水道の話も出ましたけれども、水道の判断のほうもやっぱりそうなのです。だから、そういうのを協議前の協議なんかもあるみたいなので、あんまり連続して吹聴すると上下水道課そのものの限界とかあるので、その辺も多分オーケーが出るのであればあれだし、逆に大田原市もそういう場合もあるのだと思うので、その辺のところ。野沢コンパス屋のあの辺のところ。よろしくお願いします。そういうケースもありましたよね。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） 私が来てからはそういったケースはないのです。最近はないのですけれども、本当に数十年前とか、ただちょっと私のはっきりしたそういう事例というのは伺っていないので、今後はそういったことのないように、地方自治法に決まっている案件でございますので、お互い協議して決めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（藤田善幸） 前野議員の質疑を終わります。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） さっき国とか県で広域化を進めるという、そういう方針だという話があったのですけれども、何年後には大田原市のプランをまたつくとさっきおっしゃいましたね。その中で、大田原市のプランをつくるのは構わないのですけれども、まず県の広域化プランというのが、その前段としてないと、つくった後に、これはやっぱり要らなかったよねみたいな話になるのではないかと思っているのです。県とか国の広域化プランというのは、一体どういうスケジュールで進めていくのか、それに対して大田原市が先に行くのか後に行くのかというのは一体どうなっているのか、その辺ちょっとお伺いしていいですか。

○委員長（藤田善幸） 五月女水道局長。

○水道局長（五月女 真） 先ほどの広域化プランなのですけれども、市のほうではつくってはいません。今、県のほうで水道の広域化プランができていまして、それで全国的にもなかなか進んではいない状況です。今後は下水道もそうなのですけれども、広域化を進めていかなければならないと。上下水道の在り方検討委員会とか有識者会議とかあるのですけれども、その中で必要性があるという段階です。国のほうが主体となって進めていかなければならないのではないかという、それが決まったわけではございません。よろしくお願いします。

○委員長（藤田善幸） では、ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 前野委員のちょっと補足ではないのですけれども、それを踏まえてという形なのですから。私も数年前、建設産業常任委員長のときに、今の那須庁舎の前の通りを開発行為でやったときに、やはり下水とか水道は上から下に流れるという形で、大田原市は暗黙の了解で取っていた部分があるのです。開発行為を那須塩原市でやってきても、もう分譲も始まってしまって後からつながせてくれというような、そういうふうな考え方でいたので、それはちょっと無理だろうということで、一回は議会のほうでも止めて反対をした部分はあるのですけれども、やっぱり今回の場合に、やはりこれから開発行為において、例えば那須塩原市道大山通り線は、すごくこれからも分譲住宅があそこはしやすい通りだと思うのです。すごく通りもどんどん、どんどん増えてきたという形で、これから開発行為も含めて考えた場合に、その辺も含めて、やはり大田原市としてもきちんとした形での整備は必要だと思うので、その辺を早急に協議しながら大田原市で頑張って整備をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（藤田善幸） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（藤田善幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入については、原案を可とすることに決定いたしました。

◎散 会

○委員長（藤田善幸） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時29分 散会